

## 北里大学と東京都市大学との連携に関する協定書

北里大学（以下「甲」という。）と東京都市大学（以下「乙」という。）は、両大学の理念を尊重の上、教育・研究・社会貢献に係る諸活動について、相互に連携・協力を推進するにあたり、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な協力関係を築き、連携を深めることによって、相互に発展し、もって我が国の学術及び産業の進展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 1 学術研究に関すること。
- 2 学生の交流に関すること。
- 3 教職員の交流に関すること。
- 4 地域社会の発展に関すること。
- 5 国内外の機関等との連携に関すること。
- 6 その他甲及び乙が必要と認める事項。

### （連携の実施）

第3条 前条に掲げる連携の円滑な推進を図るため、甲乙に担当窓口を設置することができるものとする。また、具体的な取り決めが必要となる場合は、別途協議の上、覚書を締結するものとする。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1ヶ月前までに甲又は乙から書面により中止若しくは変更の意思表示がなされなければ1年間更新されることとし、以降も同様に扱うものとする。

### （細目）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲乙で協議の上これを定めるものとする。

### （改廃）

第6条 本協定は、甲乙いずれかの申出により、協議の上、改廃することができる。

以上の内容を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙双方がそれぞれ署名の上、各1通を所持するものとする。

2023年4月1日

甲 北里大学

学長

鳥袋香子



乙 東京都市大学

学長

三木千寿

